

平成 30 年度いちき串木野づくし産業まつり～地かえて祭り～

物 産 展 実 施 要 領

1 目的 いちき串木野市の商工業・農林業・水産業等の各業界が一体となり、地場産業品の開発、宣伝及び販路拡大並びに観光誘致の推進を目的としたイベントを開催することにより、本市の産業振興を促進し、産業経済の活性化を図ることを目的とする。

2 日時 平成 30 年 11 月 3 日（土）・4 日（日）の 2 日間

11 月 3 日（土）午前 10 時～午後 8 時 30 まで

11 月 4 日（日）午前 9 時～午後 4 時まで

朝礼をステージ前で行うので
1 名は必ず参加すること。
初日 9:30～二日目 8:30～

3 場所 日置北部公設卸売市場（いちき串木野市西薩町）

4 事業運営 いちき串木野づくし産業まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

5 出展要領

(1) 出展者について

原則として市内業者とし、納税証明書の提出を依頼する。ただし、実行委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

また、下記の事項に反していないこと。

①法令等に違反していないこと。

②本市の主催する過去のイベント等での出展において、保健・衛生・金銭等のトラブルを起こしていないこと。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

④イベント来場者や他の出展者等に迷惑となる行為を行わないこと。

⑤名義の貸し借りのないこと。

⑥その他公序良俗に反するものでないこと。

(2) 小間の仕様について

原則として 1 業者 1 小間とする。ただし、出展規模の状況により判断する。

1 小間：間口 3.6m×奥行 3.6m の 4 坪

小間には、出展業者の名板を実行委員会が用意する。

(3) 小間料について

1 小間 13,000 円（屋台村まで出展の場合 15,000 円）

※食品を取扱う店舗は臨時営業許可申請料が別途負担となります。[2,500 円～3,000 円]

(4) 営業許可等について

①食品の加工や飲料をコップについて販売(ビールサーバー含む)する場合は、保健所への申請・許可が必要です。※保健所への申請手続きは、事務局が取りまとめて行います。

②酒類の販売には、税務署の期限付酒類小売業免許が必要です。(各出展者において手続きをしてください。)

③臨時営業の手数料について

飲食店・喫茶店・菓子製造 (3,000 円) 乳類販売・魚介類販売・食肉販売 (2,500 円)

(5) 展示販売品の搬入・搬出について

①イベント開始前の会場内への車輛乗り入れは、初日は午前 9 時 30 分まで、二日目午前 8 時 30 分までとする。※開場時間の 30 分前

②搬入設営等は、11 月 2 日（金）の午後 2 時から 3 日（土）の午前 9 時 30 分までに完了すること。

③搬出は、11月3日(土)は、午後8時30分以降とし、4日(日)は、午後4時以降とする。

※3日(土)午後5時までの営業者は、午後5時以降台車等で荷物の搬出すること。来場者の安全確保のため、車の会場内乗り入はできません。

(6) 保健所の立入検査について

①2日(金)午後2時~予定(水タンク・バケツ・タオル・消毒用アルコール・ビニール手袋の準備) ※説明ができる人を参加させてください。

(7) 消防署の立入検査について

①事前に開設届書と店舗の略図(消火器の設置場所)の提出が必要です。※申請手続きは、事務局が取りまとめて行います。

②祭り当日、消防署員による立入検査が行われます。

(8) 夜間の警備について

①夜間警備は、実行委員会が警備員を配置する。

・11月2日(金)午後8時~3日(土)午前7時まで

・11月3日(土)午後9時~4日(日)午前7時まで

※貴重品等については、各自で保管すること。

※会場内での紛失等については、実行委員会は一切責任を負いません。

※発電機は3日(土)4日(日)とも午前7時運転開始。但し、夜間は運転しない。

(9) 電気・水道・ガス等について

①電気・水道については設置するが、ガスについては、各自で用意すること。

(火気使用店舗は、必ず消火器を備え、火気周りの防火対策には万全を期すること。)

※発電機は両日とも午前7時運転開始。但し、夜間は運転しないので注意すること。

※水道は、給水タンクによる共同栓になるので協力して使用すること。

②食品や飲料を販売する場合は、手洗い用の消毒液を各自準備すること。

※小間内の流し設備は、全て各出展者で対応すること。

(10) ゴミ処理等 ※展示販売に係わるゴミについては、各出展者で責任を持って処理すること。

①会場内のゴミ回収ブースは、来客用とする。

②ゴミは持ち帰ること。

③来場者が出したゴミは各出展者において回収してください。

※フードコートに「容器については、購入されたお店へお返しください」の表示を行います。

また、共同のゴミ集積所は、来場者用のごみのみを回収することとします。

④排水処理は、各自で責任を持って処分すること。

※ 提供する容器は、できるだけ紙容器を使用するようにお願いします。

(11) 駐車場

①出展者用の駐車場では、「出展者用駐車券」(後日送付)を車に貼り付けること。(交通整理員・警備員が見やすいところに貼る)また、誘導員の指示には必ず従うこと。(駐車券の裏面に通行経路を記載してあるのでよく確認すること)

②出展者用駐車券は、1業者につき2枚とする。(複写禁止)

③特に朝の準備時に来場者駐車場に停める出展者がいるので絶対に停めないようにすること。

※駐車場内でのトラブルについては実行委員会では一切責任を負いません。また、駐車場係員の指示に従わない場合、指定された場所以外に駐車した場合は出展を取り消すことがあります。(この場合、出展料等の返納等はしません)

(12) 出展の取り消し

違反事項があると判断した場合は、出展を取り消すこととする。この場合、出展料等の返納はいたしません。

(13) その他

①実行委員会の指定した場所以外での販売行為、拡声器の使用等、運営上支障のある行為は禁止する。

②悪天候等でイベント開催が危ぶまれる場合、実行委員会により判断し、イベント開催の有無を決定する。

③イベントの中止、時間短縮を行った場合について、出展小間料は原則、返納いたしません。

※連絡先：いちき串木野市役所（電話）0996-32-3111（代表）

※防災無線でも周知する予定（時間帯は未定）

※イベント終了後の後片付けについては、出展者全員参加すること。

※イベントの中止等については、別冊「地かえて祭り運営・安全管理マニュアル」をご確認ください。

6 飲酒運転の禁止について

飲酒運転については、絶対に行わないでください。

7 露天商の取扱い

①露天商は、実行委員会が許可した範囲内とする。

8 出展配置計画 実行委員会により小間を決定する。

※配置の変更等については、原則応じない。

9 イベント終了後にアンケートを行う。